

目次

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）	1
（港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条本文の施行後）	1
○港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）（抄）	2
○地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）	2
○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）	2
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）	3
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）	3
○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）	3
○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）	4
○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）	4
○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）	4
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（抄）	5
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）	5

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条本文の施行後）

（定義）

第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。

2～7 （略）

8 この法律で「開発保全航路」とは、港湾区域及び河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域（以下単に「河川区域」という。）以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路をいい、その構造の保全及び船舶の航行の安全のため必要な施設を含むものとし、その区域は、政令で定める。

9・10 （略）

（港湾区域内の工事等の許可）

第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）

（第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。）

一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地の占用

二 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取

三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。）

四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為

2 （略）

3 国又は地方公共団体が、第一項の行為をしようとする場合には、第一項中「港湾管理者の許可を受け」とあるのは「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」と読み替えるものとする。

4～6 （略）

（禁止行為等）

第四十三条の八 （略）

2 開発保全航路内において、水域を工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の行為が船舶の交通に支障を与えるものであるとき、その他開発保全航路の開発又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない。

4 第三十七条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

(緊急確保航路内の禁止行為等)

第五十五条の三の四 何人も、緊急確保航路（非常災害が発生した場合において、港湾区域、開発保全航路及び河川区域以外の水域における船舶の交通を緊急に確保する必要があるものとして政令でその区域を定めた航路をいう。以下同じ。）内において、みだりに、船舶、土石その他の物件で国土交通省令で定めるものを捨て、又は放置してはならない。

2 緊急確保航路内において、水域を工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の行為が非常災害が発生した場合における船舶の交通に支障を与えるものであるとき、又は非常災害が発生した場合における沈没物その他の物件の除去に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない。

4 第三十七条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

5 国土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、緊急確保航路内において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができる。

○港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）（抄）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

○地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）

(他の法令の準用)

第四十二条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、道路公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）

(他の法令の準用)

第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一・二 (略)

三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（第四十三条の八第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条の

二 第一項、第九項及び第十項
四 三〇 (略)

2 (略)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号) (抄)

(他の法令の準用)

第二十八条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号) (抄)

(他の法令の準用)

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 (略)

二 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第三項(第四十三条の八第四項において準用する場合を含む。)並びに第三十八条の

二 第一項、第九項及び第十項

三 三〇 (略)

2 (略)

○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) (抄)

(公用水面の使用)

第四十条 認定電気通信事業者は、公共の用に供する水面(以下「水面」という。)に認定電気通信事業の用に供する水底線路(以下「水底線路」という。)を敷設しようとするときは、あらかじめ、次の事項を総務大臣及び関係都道府県知事(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林水産大臣を含む。次項において同じ。)に届け出なければならない。

一 水底線路の位置及び次条第一項の申請をしようとする区域

二 工事の開始及び完了の時期

三 工事の概要

2 三 4 (略)

(水底線路の保護)

第四百十一条 総務大臣は、認定電気通信事業者の申請があつた場合において、前条に定める敷設の手續を経た水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用され、又は準用される河川（以下「河川」という。））については、五十メートル）以内の区域を保護区域として指定することができる。

2・3 （略）

4 何人も、第一項の保護区域内において、船舶をびよう泊させ、底びき網を用いる漁業その他の政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないではならない。ただし、河川管理者が河川工事を行う場合、海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第二条第三項に規定する海岸管理者（以下この条において「海岸管理者」という。）が同法第二条第一項に規定する海岸保全施設（以下この項において「海岸保全施設」という。）に関する工事を施行する場合又は同法第六条第一項の規定により主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合においてやむを得ない事情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5～8 （略）

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

（保護区域内の禁止漁業等）

第六条 （略）

2 法第四百十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。

一～五 （略）

六 国土交通大臣若しくは港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者が同条第七項に規定する港湾工事を施行する場合、国土交通大臣が同条第八項に規定する開発保全航路の開発若しくは保全に関する工事を施行する場合又は同法第三十七条第一項、第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者（同法第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられたこれらの規定による協議をした者を含む。）若しくは同法第五十六条の四第一項の規定による命令を受けた者が当該許可等に基づく行為を行う場合

七～十 （略）

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）

（不動産登記法等の準用）

第九十四条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）

(他の法令の準用)

第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人(第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。)を、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。)又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇三 (略)

四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第三項(同法第四十三条の八第四項において準用する場合を含む。)、第三十七条第四項並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項

五〇二四 (略)

二〇五 (略)

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号) (抄)

(他の法令の準用)

第二十九条 行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成十七年政令第二百二号) (抄)

(他の法令の準用)

第二十二條 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 (略)

二 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第三項

三〇十 (略)

二 (略)